

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆東証・岡三証券アジア情報館共催 Jリートセミナー開催のご案内

2. 市場トピックス

- ◆新規上場のお知らせ

3. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

4. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

5. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 5. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 119

証券取引等監視委員会のポスター刷新及びナビダイヤルの導入について

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課長 河村 企彦

証券取引等監視委員会(以下、「証券監視委」という。)は、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、発行市場・流通市場全体に目を向けた包括的な市場監視を行っているほか、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析・調査を行い、機動的な市場監視に取り組

んでおります。

そうした中、証券監視委では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで、下記のような情報を受付けています。

- ・相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
- ・インサイダー取引（会社関係者による重要事実の公表前の買付など）
- ・風説の流布（ネット掲示板の書込みなど）
- ・疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）やファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
- ・内部統制等の問題などといった個別銘柄に関する情報
- ・証券会社や外国為替証拠金取引業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為（不招請勧誘やリスク説明の不足など）、経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定等）などといった、金融商品取引業者等に関する情報
- ・疑わしい金融商品やファンド（投資詐欺的な資金集めなど）に関する情報
- ・市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報
- ・その他、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の上で問題があると思われるような情報全般。

（注）情報提供にあたって、下記事項を確認・同意頂いております。

- ・公益通報者保護法に基づく通報は受け付けていないこと。一定の要件を満たす場合、公益通報窓口で受け付けることが出来ること。
- ・提供情報は、証券監視委における各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合に活用し、金融庁等が所掌する業務に係る情報については、そちらへ回付する場合があること。
- ・名前などの個人情報や情報内容が、外部に漏洩することがないように、セキュリティーには万全を期していること（匿名での情報提供も可能）。
- ・証券監視委では、個別のトラブル処理・調査等の依頼については対応していないこと。
- ・提供情報に関する調査・検査等の実施の有無や経過、結果等についてのお問い合わせには回答していないこと。

平成 25 年度(平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月)に受け付けた情報は 6,401 件と、多数の方から情報が寄せられ、証券監視委の市場監視業務の参考にさせていただきました。

特に、AIJ 事件等、社会的に大きな問題となった事案発生を踏まえ、金融・証券市場における問題を早期に発見し、被害の拡大を防止することが非常に重要であると考えております。そのためには、これまで以上に、外部からの重要かつ有用な情報提供を求めることが必要であり、そうした観点から、証券監視委においても、広く一般投資家や市場関係者等からの情報提供を募るための広報活動の拡充を図る必要があると考えております。

現在、証券監視委では、一般投資家等に対して広く情報提供を呼びかけるため、平成 18 年度に作成したポスターを使用しておりますが、当該ポスターは、インサイダー取引・相場操縦・ディスクロージャー違反に関する情報提供を求めるものとなっており、投資詐欺等が拡大している昨今の状況を鑑みれば、若干古くなってしまっております。

また、現在のポスターは電話番号が大きく記載されておりますが、インターネットを通じた情報提供が 7 割弱を占める現在の状況を勘案すれば、インターネットを通じた情報提供により重点を置いた形とする必要と考えられます。

こうしたことから、平成 26 年度において、証券監視委のポスターを刷新するとともに、新たにリーフレットを作成し、改めて、証券監視委への情報提供を広く呼びかけることといたしました。

これまで、証券監視委は、「市場の番人」として公正な市場の確立に向けて全力で取り組んできましたが、ややもすると、一般投資家の方からは、情報提供の敷居が高かったかもしれません。そのため、今回のポスター刷新に当たっては、そうした方に対しても証券監視委への情報提供を呼びかける観点から、有用な情報提供を募っていることを簡潔かつ明瞭に示すものとなるよう、現在、鋭意作成しているところです。今後、早ければ今月にも、証券監視委の新しいポスターを披露させて頂ければと考えておりますので、どのようなものとなるか楽しみにお待ちください。

また、証券監視委では、ポスター刷新と併せて、本年 10 月 1 日(水)より、情報提供者の利便の向上を図るため、「情報提供窓口」におけるナビダイヤルを導入し、情報提供者が全国どこから電話を掛けても通話料金が一律となるシステムを導入いたしました

(<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/watch.htm>)。

(注)情報提供窓口(ナビダイヤル)の電話番号 0570-00-3581

- ・固定電話からは、全国一律 3分 8.5円(税別)
- ・携帯電話からは、全国一律 20秒 10円(税別)

証券監視委は、引き続き、皆様から幅広い情報を収集し、それらを分析・活用し、包括的かつ機動的な市場監視を行っていく所存です。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>